

平成30年玉村町議会第1回臨時会会議録第1号

平成30年5月10日（木曜日）

議事日程 第1号

平成30年5月10日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 承認第 1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成29年度玉村町一般会計補正予算（第7号））
 - 日程第 4 承認第 2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））
 - 日程第 5 承認第 3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））
 - 日程第 6 承認第 4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町税条例の一部改正について）
 - 日程第 7 承認第 5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町都市計画税条例の一部改正について）
 - 日程第 8 承認第 6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）
 - 日程第 9 承認第 7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
（玉村町介護保険条例の一部改正について）
 - 日程第10 議案第42号 損害賠償の額を定めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	浅見武志君	11番	宇津木治宣君
12番	石内國雄君	13番	高橋茂樹君

欠席議員（1人）

10番 石川眞男君

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金子忠雄君
学校教育課長	大堀泰弘君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開会・開議

午前9時開会・開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30年玉村町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（高橋茂樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、玉村町議会会議規則第127条の規定により、11番宇津木治宣議員、12番石内國雄議員の両名を指名いたします。



○日程第2 会期の決定

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、会期の決定について。

本臨時会の会期につきましては、去る5月7日に議会運営委員会を開催し、審査をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

備前島久仁子議会運営委員長。

〔議会運営委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇議会運営委員長（備前島久仁子君） おはようございます。平成30年玉村町議会第1回臨時会の報告を申し上げます。

平成30年玉村町議会第1回臨時会が開催されるに当たり、去る5月7日午前9時より、議会運営委員会を開催し、議事日程を作成いたしましたので、報告申し上げます。詳細につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたします。

本臨時会に町長から提案される議案は、承認が7件、議案が1件、合わせて8議案が予定されております。

本臨時会の効率的かつ円滑な議会運営ができますよう各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

平成30年玉村町議会第1回臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長より報告のありましたとおり、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。



○日程第3 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町一般会計補正予算（第7号））

○日程第4 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））

○日程第5 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））

◇議長（高橋茂樹君） 日程第3、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町一般会計補正予算（第7号））から日程第5、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））までの3議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第3号までの3議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） おはようございます。早速ですが、説明させていただきます。

承認第1号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第7号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,946万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を108億9,541万円と定めるものでございます。

まず、歳入では、町たばこ税の減収見込みによるもののほか、地方譲与税及び株式等譲渡所得割交付金については、それぞれ額の確定見込みに伴う減額及び増額、国県支出金についてはそれぞれ事業費の確定によるものでございます。また、寄附金については、ふるさと寄附金の確定見込みに伴う減額及びご寄附いただいた209万2,000円をそれぞれ寄附の目的に沿った事業や基金に充当したものでございます。

一方、歳出では、それぞれ事業費の確定に伴う減額とご寄附いただいた寄附金について、寄附者の意向に沿った積み立てを行うものでございます。

次に、承認第2号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,350万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億5,695万4,000円と定めるものでございます。

主な補正内容ですが、歳入におきましては県支出金の額の確定による減額でございます。歳出につきましては、県支出金の減額に合わせ、医療給付金を減額するものでございます。

次に、承認第3号 平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号）における専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月30日付で専決処分したもので、同条第3項の規定により、本臨時会において報告し、承認を求めるものでございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,620万円を減額し、総額を13億530万円と定めるもので、主な内容は事業確定による建設費及び地方債の減額並びに財源内訳の調整などでございます。

金額については、歳入では下水道使用料を220万円、県補助金を60万円それぞれ増額し、下水道事業債を1,900万円減額するものでございます。一方、歳出では、特定環境保全公共下水道維持管理費を50万円、公共下水道建設費を810万円、特定環境保全公共下水道建設費を760万円それぞれ減額するものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で3議案に係る提案説明を終了いたします。

日程第3、承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町一般会計補正予算（第7号））、これより本案に対する質疑を求めます。

11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 2点にわたって質問させていただきます。

まず最初に、11ページの寄附金の項目でありますけれども、それぞれの目的に従って寄附金が寄せられたと。額が確定したので、それぞれに予算措置をしたということなのではございますけれども、それぞれの用途について、財源内訳の変更ということになってはいるけれども、どのお金がどの部分だとかというのを議会において答弁をいただきたいと思っております。特にふるさと納税についてはどのような措置をなさったのかお尋ねをいたします。

2点目、13ページの交通弱者対策事業690万円の減額になってはいます。この事業は、昨年予算の中で、高齢者の交通手段を確保するためタクシー料金の一部助成を行うと。対象者は75歳以上

の方、65歳以上の人で運転免許を返納した方が対象と。申請により1回500円、タクシー券を半年分(24枚)交付すると。実証実験として、利用状況を把握し制度化を目指す。運用は平成29年10月から30年3月までと。

当初予算では、720万円の予算が計上されていたわけでありまして。そして、今回の専決処分の中では、実証実験対策事業補助金を690万円減額をします。そうすると、30万円しか使われていないということは、1人1万2,000円ですから、それを割ると25人分ですか、そんな感じになるのですが、これでは事業が全く進行していなかった、実施されていなかったかと思われてしまうのですが、その辺についてお尋ねいたします。

◇議長(高橋茂樹君) 総務課長。

[総務課長 石関清貴君発言]

◇総務課長(石関清貴君) では、最初の寄附金のほうにつきまして、私のほうからまず説明をさせていただきます。

11ページにございますように、寄附につきましては一般寄附、それから民生費の寄附金、教育費寄附金、ふるさと寄附金、それから災害対策寄附金ということで、7項目で寄附をいただいております。

14ページを見ていただきますと、それに伴いまして基金のほうに積み立てをしております。地域福祉基金、こちらのほうにつきましては民生費寄附金ということでありまして、100万円を寄附として積み立てております。これでいきますと、戻っていただき、11ページの民生費寄附金ですかね、こちらの100万円をそのまま寄附に積み立てたということでもあります。

それから、14ページのり災救助基金ということで、こちらにつきましても50万円基金として、災害対策寄附金ということで積み立てをしております。こちらは防災のためということでもありますので、11ページを見ていただきますと、災害対策寄附金ということで50万円いただいたものを寄附として積み立てたということです。

それから、教育振興基金ということで、14ページにあります54万6,000円につきましては教育費の対策ということで、11ページにございます教育寄附金ということで54万6,000円、教育寄附金としていただいておりますので、こちらのほうを積み立てたということでもあります。

それから、ふるさと寄附につきましては具体的にというようなお話でございます。ふるさと寄附につきましては、学校給食、子育て支援に係る事業、それから教育文化及びスポーツ活動の充実に係る事業、それから安心安全のまちづくりに係る事業、それから健康増進または社会福祉にかかる事業、それから産業の振興に係る事業、それから町長の指定する事業ということで、ふるさと寄附につきましては6項目の事業に充てるということになっております。

今回のものにつきましては、子育て支援に係る事業として学校給食事業につきまして476万円、それから教育、文化、スポーツ活動の充実に係る事業といたしまして、文化センターの外壁改修工事、

こちらのほうに152万円、それから安心安全のまちづくりに係る事業につきましては、街頭の防犯カメラの設置工事、こちらのほうに88万円2,000円、それから健康増進または社会福祉に係る事業につきましては、生活習慣病予防改善事業、こちらは活動量計の購入になりますけれども、こちらにつきましては46万4,848円ということです。社会体育館の運動用具の備品購入ということで、こちらのトレーニングルームですか、そちらのほうの備品の購入のほうに118万5,000円ですか。産業の振興に係る事業、こちらのほうにつきましては、高崎・玉村スマートインターチェンジの周辺まちづくり事業、こちらのほうに161万円、そして町長の指定する事業ということにつきましては、学校給食費の事業ということで1,578万4,453円ということで充当をさせていただいております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） それでは、交通弱者対策事業、タクシー利用補助券についてご説明のほうをさせていただきます。

こちらの事業は、議員のご質問にありましており、75歳以上の高齢者または65歳を超えて運転免許証を返納された方が申請された場合に、500円の券を24枚、半年間でということで、昨年度始めた事業でございます。

こちらの利用率が上がらなかったそもそもの理由としましては、一応いろんな方にヒアリングのほうもさせていただいた中で、どうしてもやはり1回500円という券で、上限を500円と昨年度はさせていただいたわけですが、そちらがなかなか利用のほうがしづらいというような理由があったというふうに聞いております。また、そもそも玉村町の皆さん、タクシーを使うという習慣がないので、なかなか利用のほうが上がらなかったというような理由のほうも聞いております。

当初の予算につきましては、600人を交付者数として想定していたわけですが、それが253人の交付者がありました。申請率としましては10%を切るぐらいの割合だったということでございます。当時の玉村町の75歳以上の高齢者の方は2,900人程度ということでございましたので、申請率が9%ぐらいで、その方たちが利用した割合としては、交付者の方でタクシーを利用して補助のほうを受けた方が、利用率としましてはやはり同じく9%ぐらいということで、やはりどうしても昨年度は利用のほうが上がらなかったという事実がございました。

その辺を反省点といたしまして、今年度に関しては、年間通してなので、48枚交付をしているわけですが、今現在で既にもう270人ぐらいの申請者の方はおります。申請率も上がっておりますし、また1回の利用の上限を1,000円としております。2枚使えるということにしておりますので、こちらでよりタクシーのほうを利用しやすいのかなというふうにも考えておりますので、30年度の利用はぐっと上がってくるのかなというふうに今現在感じておるところでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） それぞれの基金に積み立てたわけですが、この基金の使い道についてはどんなような計画を将来展望されているのか、それをまず最初にお尋ねします。

それから、交通弱者対策事業で、先ほどの答弁では、600人を予定したところ253人から申請があったと。交付されたのは253人でよろしいですね。そして、利用されたのは、そのうちの10%だったと。この予算計画で言えば、720万円予算計上をしながら690万円を減額補正するわけですから、使われたのは30万円だったというこの現実ですが、その辺の計算式について、もっと詳しく説明をいただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 積み立てた基金の今後の使い道ということだと思います。それぞれの目的に沿った基金に積み立てをしておりますので、民生費の基金につきましては福祉関係、それから教育基金につきましては教育関係、それから災害対策については、そういった災害に関するようなものの目的に今後使っていきたいというふうに考えています。今現在何に使うかということについては、まだ現在決定しておりませんが、今後そういう使い道についても、その目的に沿ったものに使えるようにしていきたいと考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 年間のトータルの実績でございますけれども、実運賃、実際に高齢者の方がタクシー利用券を使ってタクシーを利用した実際の運賃、全ての運賃が80万6,620円ということでございました。そのタクシー券の利用枚数としましては521枚、金額にしまして、補助額の、これに500円を掛けた数でございますので、26万円程度ということでございます。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 済みません、補足で。

教育基金につきましては、寄附者のほうから教育図書のためということでいただいておりますので、学校のほうの図書の購入のほうに充てていきたいということで考えております。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） ちょっとよくわからないのですけれども、交通弱者対策事業ということで、タクシー券の補助を実証実験ということで、去年の10月から3月31日、今年度も継続して実施するわけですが、当初予算で720万円を計上していると、事業を行うということで、当初から、500円券1枚では使い勝手が悪いのではないかと、それから迎車料金が飯塚だと1,500円かかる。五料だと2,000円近くなる。とっても使えない。1人で使って、タクシー呼ぶだけで終わってしまうのではないかと、そういう厳しい現実を何回も私も議会でも提案したわけですが、提案というか指摘をしてきたわけです。それで、現実には私の身の回りでも、タクシー券をもらってよかったという話というのはほとんど聞いたことがないというのが現実なのですけれども。

あわせて、公共交通網の再編計画の一環として実証実験を行ったということですが、この結果から見ると、720万円の予算を組みながら26万円しか予算を使わないと。使えなかったということです。事業を立てた以上は全部使えばいいということではありませんけれども、やっぱりそれなりの事業計画の努力が不足しているのではないかと指摘をしたいのですけれども。

先ほどの今後の対応策について改めてまた、先ほど最高限度を1,000円にしたのだという話ですが、私は初耳なのですけれども、どこでそれは発表されたのですか。議会に何ら報告がありませんし、このタクシー券の利用状況が、3月31日で締め切られたにもかかわらず、委員会においても特段の報告がないと。補正予算でやっぱり、720万円計上したのを690万円で、29万円しか使いませんでしたと。余りにも対応がよろしくないのではないかと。

町長、その辺について、町長の見解もお聞きしたいと思うのですけれども。

◇議長（高橋茂樹君） 町長。

〔町長 角田紘二君発言〕

◇町長（角田紘二君） 交通弱者に対するタクシー券ということで、この計画を提案したわけですが、おっしゃるように、町でやっております、たまりんですね、これがいろんな問題があって使いにくいと。実際には非常に利用者が少ないということがありました。

それは、自分のうちから目的のところに行くまでに大変時間がかかると。それから、必要な時間に来てくれないというようなこともありまして、たまりんをいかに活用できるような形に変えていくかということが、私が町長になってから何回か検討したわけでありまして、なかなか、いろんな状況があって、たまりんの運行に関しまして、有効な改善をするまでには時間がかかるというようなことがありました。そこで、このたまりんとタクシー券というようなものを並行して、とりあえずタクシーのほうは実証実験というような形で取り入れていきたいということを提案して実行に移したということになります。

これに関しましては、ほかの市町村でも、実際お隣の前橋市でもやっております、非常に利用者が多くなっておるといことも聞いておりましたので、ある程度それを参考にしながら、玉村町の方角づけをしていきたいというのが去年の段階であったということになります。ただ、宇津木議員がお

っしやるように、なかなか利用者が伸びていないということがありまして、一つには、やはり高齢者、利用者さんへのPRが不足していたのではないかなというふうなこともあります。

それから、タクシー会社から自宅に来るまでに、場所によっては非常にお金がかかるというふうなこともあって、どこか近くに配車ができるようなものを考えてほしいというふうな意見もありまして、町といたしましても検討はしたのですが、なかなかいい案が出てきていないということで、今回こういうふうなことも原因の一つとして、利用しにくいということがあったのではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、交通弱者あるいは買い物が非常に不便だというふうなことで、できるだけこの地域の要望をどういうふうに満たしていったらいいかということは、重要な問題であるというふうに認識しておりますので、今後このたまりんも含めた交通対策というふうなものに真剣に取り組んでいきたいというふうに思っております。その一つとして、このタクシー券ももう少し方向づけをはっきりさせた上で改善をしていきたいというふうに考えております。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 先ほどと同じ寄附金についてなのですが、今回は3,000万円の予算というか予定に対して、実質2,620万6,000円ということでした。昨年の28年度の資料を見ますと、1,897万円の実績がありました。そのときのデータで、寄附者の住所による区分ということで、町内、それから県内の他市町村、それから県外という3つに分けて、件数と金額、それから金額の最高額についてのデータがございしますが、29年度について、その数字がどうなっているのかということと、それから昨年やっぱり711万7,000円ということとで事業費が計上されていますが、今回の事業費はどのくらいかかったのですかということとです。

それからもう一つ、玉村町に住んでいる人間がよその自治体に寄附しますと、当然玉村町に対する収入が減ってくるのだらうと思います。ですから、玉村町の人間がよその自治体に寄附したことによって玉村町の税収が減った分と、それから玉村町にふるさと納税として入った分のプラス分、プラスとマイナスの差ですね、そういう数字のデータがありましたら教えていただきたいと思います。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） では、最初の1点目のふるさと寄附金の受領状況ということでお答えをいたします。

平成29年度につきましては、県内の他市町村から寄附をいただいた件数が123件、金額ですと328万2,000円になります。それから、これにつきましては、県内の他市町村の方の寄附の最高額は40万円でした。県外の方につきましては、1,166件、受領金額につきましては2,292万4,453円、最高額は50万円であります。合計いたしますと1,289件で、合計金額2,620万

6, 453円ということです。28年度につきましては、町内の方が1件、1万円を寄附をいただいたということがございましたが、29年度につきましては町内からの寄附はなかったということであります。

続きまして、ふるさと寄附についての事業費ということではありますが、29年度につきましては、まだしっかりとした細かい数字というのが確定しておらないのですが、今のところ1,065万円程度になるのではないかとこのように考えております。これにつきましては、ふるさとチョイスですとかさとふるですとか、そういったところに業務を委託をしているということと、あとは町のほうから輸送料ですか、返礼品の送料等も出しておりますので、そういったものの経費として、そのくらいかかってしまうということでもあります。あわせて、返礼品ですか、そういったものの経費もかかってくるということでもありますので、その辺の経費がかかるということです。

最後の控除、税金の関係なのですが、今のところまだ29年度の集計ができておりませんので、実際に町のほうからどれだけ町外のほうに寄附が出たかということについては、ちょっと数字がまだ把握できませんので、現在のところプラス・マイナスどのくらいになるかというのは、計算で出すことができないということでご了承いただければと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 2番新井賢次議員。

〔2番 新井賢次君発言〕

◇2番（新井賢次君） 昨年のプラス・マイナスはどういう数字だったのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） では、28年度につきましては、寄附額が全部で1,897万322円ということになっております。そのうちふるさと納税の控除額、実際に町外のほうに寄附が出た金額というのが3,880万円ぐらいということですが、そのうちの税金として控除された金額が約1,600万円ぐらいということになります。

それから、ふるさと納税の奨励事業として返礼品ですとか、先ほど申しあげました郵送料、諸経費、そういったものが710万円程度ということになりまして、寄附をされた金額から、そういったもろもろのかかった諸経費、それから出ていってしまった控除分、そういったものを引きますと、450万円ぐらいのトータルでマイナスになっているということだと思います。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 16ページです。がん検診の推進事業について、これは受ける人が減っているということで、委託料も減っているということでもありますけれども、年々これが減る傾向、が

ん検診を受ける方の受診率、減る傾向にあるのか。また、減る原因はどのように考えていますでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舩田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舩田昌子君） がん検診につきましては、実際減る傾向があります。その理由につきましては、いろいろあるかと思うので、ちょっと検討してご連絡でよろしいでしょうか。

◇議長（高橋茂樹君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 検討してご連絡でいいのですけれども、それを考慮して、今年度ではどうしたらいいかということで、がん検診、早期発見早期治療ということですが、がんを見つけるために受けるものでありますから、もちろん広報とかで周知も大切なのですけれども、どうして減るのかなど、その原因を少し考えていただいて、またこの30年度さらに受診率をふやすための対策をとっていただければと思います。よろしくお願いします。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4、承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第3号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成29年度玉村町下水道事業特別会計補正予算（第4号））、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

○日程第6 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）

○日程第7 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）

○日程第8 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民

健康保険税条例の一部改正について

○日程第9 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町介護保険条例の一部改正について）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第6、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）から日程第9、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町介護保険条例の一部改正について）までの4議案を一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号から承認第7号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日付法律第3号で公布されたことに伴い、玉村町税条例の一部改正について専決処分したものでございます。

今回の改正は、法改正による規程の新設や改正に合わせ町条例の規定整備を行うものです。

主な改正内容は、法人町民税における内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取り扱いを踏まえ、所要の措置を講ずるもの、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、国税における利子税の計算期間の見直しに準じて所要の措置を講ずるもの及び固定資産税の宅地等に係る負担調整措置を平成32年度まで延長するものでございます。

次に、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日付法律第3号で公布されたことに伴い、玉村町都市計画税条例の一部改正について、専決処分したものでございます。

改正の概要は、地方税法の一部が改正されたことにより、条例で引用されている同法の規定が異動したことに伴う必要な規定の整備でございます。

次に、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日付法律第3号で公布されたことに伴い、玉村町国民健康保険税条例の一部改正について、専決処分したものでございます。

改正の概要は、課税限度額を54万円から58万円に引き上げ、減額措置に係る軽減判定において、5割軽減については、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を27万円から27万

5,000円に引き上げ、2割軽減では、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げ、減額対象を広げるものです。

次に、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案につきましては、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、平成30年4月1日施行の玉村町介護保険条例の一部改正について、専決処分したものでございます。

改正の概要につきましては、第1号被保険者の介護保険料の段階判定に関する基準について、現行の所得指標である合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることとするものでございます。

介護保険制度においては、65歳以上の第1号被保険者の保険料段階の判定に、所得をはかる指標として合計所得金額を用いています。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生ずる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険料が高額になる場合があります。そのような土地の売却収入等を取得として取り扱わないこととするよう、保険料段階の判定に、現行の合計所得金額等から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとするものでございます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

日程第6、承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第7、承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町都市計画税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第8、承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町国民健康保険税条例の一部改正について）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、日程第9、承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（玉村町介護保険条

例の一部改正について)、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。



○日程第10 議案第42号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第10、議案第42号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第42号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成30年3月4日午後8時ごろ、玉村町消防団員が火災予防広報のため、消防ポンプ車を運転していた際、ポンプ車が相手方宅の塀に接触し、塀を傷つけてしまったため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

本件発生後、団員には、再発防止のため、安全運転に努めるよう指導を徹底したところでございます。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明が終了いたしました。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） 以上をもちまして、本臨時議会に上程された議案の審議は全て終了いたしました。慎重審議いただき、まことにありがとうございました。

これをもちまして平成30年玉村町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前9時55分閉会